

◆放課後児童会入会の基準◆

【児童について】

- ア. 本市に所在する小学校に就学する児童であること
- イ. 日常生活の身支度、排泄が概ね自分一人で行えること
- ウ. 他の児童や放課後児童支援員等に危害を加えることがなく、集団生活に適応できること

【保護者について】

- 1 就労：児童が帰宅する時間帯に保護者が労働（就労による入会基準を満たす保護者が育児休業を取得する場合も含む）していること
 - ア. 継続して1か月以上の就労が見込まれていること
 - イ. 1か月に15日以上又は60時間以上就労していること
 - ウ. 平日に概ね下記時間以降も就労していること
 - ① 小学1年生及び2年生の保護者は14時
ただし、小学1年生の4月は10時
 - ② 小学3年生以上の保護者は15時
 - エ. 雇用予定期間の定めがある場合は、その期間内の入会
- 2 出産等：妊娠中であるか又は出産後間もない場合
 - ア. 出産予定月の前後2ヶ月間（計5ヶ月間）
ただし、出産月が出産予定日より後の場合は、出産月の後2ヶ月間
 - イ. 上記以外の場合は、診断書に記載された期間
 - ウ. 産休に入る場合は、母子手帳の写しと変更届の提出
- 3 疾病等
 - ア. 連続して15日以上入院する場合
 - イ. 連続して15日以上自宅で療養が必要であり、かつ当該児童の家庭での保育が困難である場合
 - ウ. 診断書に記載された期間内の入会
- 4 障がい：次のいずれかの手帳を所有し、かつ当該児童の家庭での見守りが困難である場合
 - ア. 視覚・聴覚・肢体は3級以上の身体障害者手帳
 - イ. 内部疾患は4級以上の身体障害者手帳
 - ウ. 愛護（療育）手帳
 - エ. 2級以上の精神障害者保健福祉手帳

裏面につづく

5 3親等以内の親族の看護・介護（通院、通所の付添いも含む）

ア. 1 か月に 15 日以上又は 60 時間以上看護又は介護していること

イ. 平日に概ね下記時間以降も看護・介護していること

① 小学 1 年生及び 2 年生の保護者は 14 時

ただし、小学 1 年生の 4 月は 10 時

② 小学 3 年生以上の保護者は 15 時

ウ. 診断書等に記載された期間内の入会

6 就学、職業訓練等（求職活動は含まない）

ア. 継続して 1 か月以上の就学又は職業訓練等が見込まれていること

イ. 1 か月に 15 日以上又は 60 時間以上就学又は職業訓練等を実施していること

ウ. 平日に概ね下記時間以降も就学又は職業訓練等を実施していること

① 小学 1 年生及び 2 年生の保護者は 14 時

ただし、小学 1 年生の 4 月は 10 時

② 小学 3 年生以上の保護者は 15 時

エ. 在籍証明書又は入学許可書及び就学時間がわかるカリキュラム等に記載されている卒業予定又は修了予定の日までの入会